



株式会社あいち FG リースへのファイナンスに対する
新生グリーンローン評価及びグリーンローン原則への適合について

株式会社 SBI 新生銀行 サステナブルインパクト推進部 評価室

評価種別 グリーンファイナンス

発行日 2026 年 8 月 31 日

■ 評価対象案件概要

案件名	株式会社あいち FG リースによる太陽光発電設備及び省エネルギー設備等のリース実施に係るアセット取得費用を対象とした証書貸付
借入人	株式会社あいち FG リース
分類	証書貸付（協調融資）
金額	1,000 百万円（協調融資総額。うち SBI 新生銀行〔グリーン用トランシェ〕：500 百万円、あいち銀行：500 百万円）
実行予定日	2026 年 8 月 31 日
最終期日	2031 年 8 月 29 日
資金使途	契約締結済の太陽光発電設備及び省エネルギー設備等の取得費用に係るリファイナンス

■ 本評価の目的

本評価は、株式会社 SBI 新生銀行（以下、「SBI 新生銀行」）の証書貸付について「SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク」¹（以下、「本フレームワーク」）に定める各項目の内容を確認し、本フレームワークに適合しているかを評価すること、また、株式会社あいち銀行（以下、「あいち銀行」）の証書貸付については、ローン・マーケット・アソシエーション（Loan Market Association）等が公表する「グリーンローン原則」²（Green Loan Principles、以下、「GLP」）が定める 4 つの要素への適合性を評価することを目的とする。

SBI 新生銀行では本フレームワークを策定し、本フレームワークが GLP と適合していること、及び SBI 新生銀行が適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得している。評価対象案件のうち、あいち銀行による証書貸付については GLP との適合性を確認するものの、リスク緩和策・マネジメントプロセスの確認のところ等、一部、本フレームワークも準用して評価を実施した。

■ 評価結果概要

SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部評価室（以下、「評価室」）は、評価対象案件について、明確な環境改善効果が認められることを含め、GLP 等が定める 4 つの要素を満たしており、同原則への適

¹ 本フレームワークの概要は下記ウェブページに開示している。

https://www.sbishinseibank.co.jp/institutional/sustainable_finance/pdf/GreenFinanceFramework.pdf

² LSTA, GREEN LOAN PRINCIPLES, <https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）



合性も認められると評価した。このうち SBI 新生銀行による証書貸付については、あわせて本フレームワークで定められた要件を満たし、本フレームワークにも適合していると評価した。項目別の評価概要は以下のとおり。

要素*	評価結果	評価概要
I：調達資金の用途 (本フレームワーク 1.及び 2.)	適合	本件の調達資金は、低炭素設備リース信用保険対象の太陽光発電設備 26 件及び省エネルギー設備等 27 件に係るアセット取得費用に充当される。対象となる資金用途は、明確な環境改善効果を有するグリーン適格プロジェクトであり、潜在的な環境・社会的リスクが適切に回避・緩和されていることを確認した。
II：プロジェクトの選定プロセス (本フレームワーク 3.)	適合	本ファイナンスの資金用途は、あいちフィナンシャルグループのサステナビリティ方針及び借入人の事業方針と整合的であり、対象アセットの選定及び確認を行う体制が構築されていると評価した。
III：資金管理 (本フレームワーク 4.1)	適合	調達資金は対象アセットに紐づけて管理される。リース物件の毀損等が生じた場合には、借入人が貸付人へ報告のうえ、適格基準を満たす他のリース案件へ充当するよう合理的な範囲で努める旨が特約に定められていることを確認した。
IV：レポーティング (本フレームワーク 4.2 及び 4.3)	適合	本フレームワークにおいて資金実行後モニタリングの観点から求められるレポーティング項目についていずれも適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。

*評価レポートでは GLP の要素別の構成をとりつつ、本フレームワークで定める項目をカバーすることとしている。

(この頁、以下余白)



■ 要素別の評価（Part I～IV）

Part I：調達資金の使途

本フレームワークのもとでファイナンスの対象となるプロジェクトは、①明確な環境改善効果が認められる事業に資金使途が限定された適格プロジェクトであること、及び②対象プロジェクトの潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）があるときは、適切な緩和策が講じられており、本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことを要件とする。ここではこれらの要件を充足しているかを評価する。

1. 資金使途の概要

評価対象のファイナンスは、株式会社あいち FG リース（以下、「借入人」）が取得し、顧客との間で既にリース契約又は割賦販売契約を締結している太陽光発電設備及び省エネルギー設備等（以下、総称して「対象アセット」）の取得費用を資金使途とするリファイナンス（以下、「本ファイナンス」）である。

対象アセットは、太陽光発電設備 26 件及び省エネルギー設備等 27 件の合計 53 件で構成される。各対象アセットについては、いずれも「低炭素設備リース信用保険」の対象製品に指定されており、各設備のリース開始時点における指定状況と指定の有効期間との整合性を個別に確認している。低炭素設備リース信用保険の対象製品は、法令に基づく告示により対象とされたエネルギー環境適合製品のうち、一般社団法人低炭素投資促進機構が保険の対象として指定した製品である³。対象製品への指定は、対象アセットが法令及び同機構の定める製品区分に該当することを示すものであり、対象アセットのグリーン適格性を確認する上での客観的な根拠の一つとなる。なお、各対象アセットの具体的な環境改善効果については、当該製品指定に加え、発電量、従来設備との比較及びエネルギー消費量の削減見込み等に基づき、別途確認している。

対象アセットは、主に愛知県内及び三重県内に所在する顧客の施設に設置されており、太陽光発電設備については発電した電力が当該施設で使用されることにより系統電力を代替する。省エネルギー設備等は、高効率の工作機械類、冷凍冷蔵・空調系設備、建設機械類及び射出成形機類であり、いずれも従来設備からの更新によりエネルギー消費量の削減が図られるものである。

対象アセットは、主として所有権移転外ファイナンス・リースとして提供されており、一部に割賦販売契約が含まれる。借入人によれば、借入人が取り扱うリース物件全体の再リース率は 8 割程度であり、発電設備及び省エネルギー設備については契約満了後も顧客による継続利用が見込まれるケースが多いとのことである。また、対象となるリース契約は原則として中途解約できず、やむを得ず契約期間中に終了する場合には、契約条件に従い、対象設備の買取その他の処理が行われるとの説明を受けている。

対象アセットの平均リース残存期間は約 5 年 5 か月であるが、個別のリース残存期間には幅があり、一部のアセット（リース残高ベースで全体の 3 割程度）については、リース契約期間が本ファイナンスの期間中に終了する見込みである。もっとも、前述のとおり借入人の再リース率は 8 割程度であり、契約満了後も顧客において継続利用されるケースが多い。ただし、契約の満了又は早期終了等が生じた場

³ 一般社団法人 低炭素投資促進機構、低炭素設備リース信用保険の概要、「低炭素設備」の指定について、
https://www.teitanso.or.jp/lease/target_instrument_ref/（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）



合には、対象設備の取扱い及び環境改善効果の継続状況を確認する。

また、対象アセットの実在性及び本ファイナンスの資金使途としての適切性について、以下の事項を確認している。対象アセットのリース開始時期には幅があるものの、いずれも本ファイナンスの実行前に取得及び検収が完了している。各対象アセットは、リース開始時点において低炭素設備リース信用保険の対象製品に指定され、現在もリース又は割賦販売に供されており、環境改善効果を継続的に発現している。本ファイナンスは、これらの対象アセットの取得費用に係るリファイナンスとして実行されるものであり、いずれの対象アセットも、他のサステナブルファイナンスの資金使途と重複していないことを確認している。

対象アセットの構成及び契約状況並びに設備カテゴリーは、以下のとおりである。

<1. 対象アセットの構成及び契約状況>

対象アセット区分	件数	リース残高	構成比	平均リース残存期間
太陽光発電設備	26 件	547,686,700 円	51.8%	5 年 5 か月
省エネルギー設備等	27 件	510,543,970 円	48.2%	5 年 6 か月
合計	53 件	1,058,230,670 円	100.0%	—

<2. 対象アセットの設備カテゴリー>

大分類	設備カテゴリー	件数	主な対象設備
再生可能エネルギー	太陽光発電設備	26 件	太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、その他の関連設備
省エネルギー	工作機械類	20 件	切削加工機、研削盤、特殊加工機、機械プレス、超硬丸鋸切断機等
省エネルギー	冷凍冷蔵・空調系設備	3 件	GHP、プレハブ冷蔵庫、コンデンシングユニット、クーリングシステム等
省エネルギー	建設機械類	2 件	低燃費型油圧ショベル
省エネルギー	射出成形機類	2 件	電動射出成形機、サーボ取出機
—	合計	53 件	—

2. プロジェクトのグリーン性評価

評価室は、本フレームワークにおいて、新生グリーンファイナンスの対象となる適格プロジェクトとして、明確な環境改善効果が認められることを前提とし、資金使途が本フレームワークで定められた適格プロジェクトの分類のいずれかに該当すること、かつ適格プロジェクトの事業例について付属書に適格クライテリアが定められている場合、当該クライテリアを満たすことを定めている。

【本プロジェクトにおける状況】

- ・ 付属書に定める個別の適格クライテリアの有無： ☐あり、☒なし



a. プロジェクトがもたらす環境改善効果とその評価方法

本プロジェクトにおける環境改善効果に係るインパクト指標及び評価手法は下記のとおりである。

【太陽光発電設備 26 件の環境改善効果】

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	・ 年間発電総量（推計値） ・ CO ₂ 排出削減量（t-CO ₂ /年）	再生可能エネルギー発電事業において、系統電力の代替による発電量・CO ₂ 排出削減量を用いるのが一般的
年間発電総量見込み	約 6,139.2 MWh/年	出力（W）×モジュール数（枚）／1,000×所在地別の年間予測発電量原単位（kWh/kW） ⁴ にて算定
CO ₂ 排出削減量の見込み	約 2,596.9 t-CO ₂ /年	上記年間発電量×電力排出係数 0.000423 t-CO ₂ /kWh [*] にて算定

※ 電力排出係数は、環境省・経済産業省公表の「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」における各電力会社の調整後排出係数メニュー残差の数値を用いている⁵。

太陽光発電設備の年間発電量は、案件固有のシミュレーション値又は実測値の取得が難しいため、所在地別の年間予測発電量原単位を用いて算定している。これに、設備が接続する一般送配電事業者（電力エリア）の排出係数を乗じて CO₂排出削減量を算定している。系統電力を代替することにより発電量に相当する CO₂排出が回避されると考えられるため、当該算定方法は妥当であるといえる。

【省エネルギー設備等 27 件の導入による環境改善効果】

	環境改善効果に係る指標等	評価手法等の妥当性
環境的インパクト指標	・ CO ₂ 排出削減量（t-CO ₂ /年） ・ 導入した省エネルギー設備・製品の数（台数・契約件数）	省エネルギーに関する事業において CO ₂ 排出量の削減量を用いるのが一般的
CO ₂ 排出削減量の見込み	約 284.8 t-CO ₂ /年 （保守的な暫定値を含む）	経済産業省報告書の告示品目別 CO ₂ 削減原単位×導入台数により保守的に概算

省エネルギー設備等 27 件は、高効率工作機械類（20 件）、冷凍冷蔵・空調系設備（3 件）、建設機械類（2 件）、射出成形機類（2 件）から構成される。品目が多岐にわたり個別の精密な算定が実務上困難であることから、公表された品目別の CO₂削減原単位を用いて一律保守的に CO₂排出削減量を概算している。なお、一部の設備（射出成形機類）については保守的な暫定値であり、期中レポートにおいて

⁴ 一般社団法人太陽光発電協会（JPEA）「公共・産業用太陽光発電システム手引書」,
<https://www.jpea.gr.jp/document/books/point/>（アクセス日：2026 年 8 月 7 日）

⁵ 環境省・経済産業省、電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)－R6 年度実績－R8.1.9 環境省・経済産業省公表、R8.2.25、R8.6.4 一部更新、R8.7.23 一部追加・更新、https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r08_denki_coefficient_rev3.pdf（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）



実測値・実績値が取得された場合には差し替えることとしている。

以上により、本案件全体の CO₂排出削減量見込みは、太陽光発電設備（約 2,596.9 t-CO₂/年）と省エネルギー設備等（約 284.8 t-CO₂/年）の合算で約 2,881.7 t-CO₂/年となる。

上記の CO₂排出削減量見込みは、いずれも国、業界団体等が公表する手法又は原単位を参照して借入人が算定したものである。当該算定にあたっては、SBI 新生銀行サステナブルインパクト推進部が、算定手法に関する助言（計算式・前提条件・排出係数等の手引きの提供）を行っている。ただし、いずれもリース先で対象設備が使用された実態に基づく実測値ではなく、一定の前提を置いた推計・概算値であること、特に省エネルギー設備等については保守的な概算を含むことに留意が必要である。

本ファイナンスにおけるインパクト・レポートでは、Part IVに記載のとおり、年間発電量及び CO₂排出削減量を指標として用いる。また、省エネルギー設備等については、導入設備・製品数も補完指標として用いる。これらの指標は、本プロジェクトが実現しようとする環境改善効果との関連性が高く、持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために用いる指標として妥当であると評価した。なお、ファイナンス期間においては、借入人自身が対象物件の環境改善効果（年間発電量・CO₂排出削減量等）を算定し、定期的に報告することをグリーン評価の条件としている。

b. 適格プロジェクトの該当性等

ここでは、対象となるプロジェクトが本フレームワークで定める適格プロジェクト等に該当するか評価を行う。なお、本フレームワークにおける適格性の判断に際して、原則への適合性や、環境省ガイドライン⁶との整合性を確認することとする。

本プロジェクトに関する本フレームワークの適格プロジェクトの分類・事業例等は次頁のとおり。

	本フレームワーク
適格クライテリア の分類	・再生可能エネルギー ・エネルギー効率化（省エネ設備）
適格クライテリア の事業例	・太陽光発電 ・事務所及び工場への省エネ性能の高い機器・設備の導入
	GLP
事業区分	・再生可能エネルギー ・エネルギー効率
	環境省ガイドライン
大分類	1 再生可能エネルギーに関する事業 2 省エネルギーに関する事業

⁶ 環境省、グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローン・ガイドライン（2024 年版）、<https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）



小分類	1-1 太陽光、風力、水力、バイオマス（持続可能性が確認されたもの又は廃棄物由来のものに限る。）、地熱等の再生可能エネルギーにより発電を行う事業 2-3 事務所、工場、住宅、データセンター等に省エネ性能の高い機器や設備を導入する事業
-----	---

◆ 課題に対する国の方針との整合性

気候変動という課題に対して、日本政府は 2025 年 2 月に「第 7 次エネルギー基本計画」「地球温暖化対策計画」「GX2040 ビジョン」を一体的に閣議決定し、2040 年度に温室効果ガスを 2013 年度比 73%削減する新たな目標のもと、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を図る方針を示している。同計画では、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入することとし、太陽光発電の電源構成比を 2040 年度に 23～29%程度へ拡大する見通しを掲げるとともに、系統負荷の低い屋根設置型・自家消費型太陽光の活用を重視している⁷。あわせて、産業・業務部門を中心とした一層の省エネルギーの促進が示されている⁸。

また、リース業界を通じた脱炭素の取り組みについても、国は「低炭素投資促進法」に基づくエネルギー環境適合製品（高効率工作機械・高効率業務用冷凍冷蔵庫・射出成形機等）を対象とした低炭素設備リース信用保険⁹や、環境省「ESG リース促進事業」を通じて、初期費用を抑えられるリースを活用した中小企業等の脱炭素機器の導入を支援し、リース業界における ESG の取組拡大とバリューチェーン全体での脱炭素化を促進する方針を示している¹⁰。

以上のことから、本プロジェクトは、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入拡大、高効率設備への更新を通じた省エネルギーの推進、及びリースを活用した脱炭素機器普及のいずれの観点からも、こうした国の方針等に整合的であることを確認した。

◆ 持続可能な開発目標（SDGs）への貢献

評価室は、本件が、SDGs の 17 の目標とそれらに紐づく 169 のターゲットのうち、主に以下の目標について直接的な貢献が期待されると評価した。なお、SDGs の目標は相互に関連しあっていることから、ここに挙げた目標・ターゲット以外にも間接的な貢献が見込まれる。

⁷ 資源エネルギー庁、「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年 2 月），
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）

⁸ 環境省、「地球温暖化対策計画」（2025 年 2 月），<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）

⁹ 経済産業省、「令和 3 年度産業経済研究委託事業（エネルギー環境適合製品の開発を行う事業の促進に関する法律第二条第三項各号のエネルギー環境適合製品に関する調査研究）調査報告書」（2022 年 3 月），
https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2021FY/000117.pdf（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）

¹⁰ ESG リース促進事業（一般社団法人 ESG リース促進事業協会），「制度の概要」，<https://esg-lease.or.jp/system-introduction/>（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）



ゴール	ターゲット
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに 	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
9. 産業と技術革新の基盤 をつくろう 	9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
13. 気候変動に具体的な 対策を 	本件は、再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー設備への更新を通じ、温室効果ガス排出削減に貢献する。

【a.及び b.の結論】

本プロジェクトは明確な環境改善効果が見込まれ、その評価方法は、取得可能な情報に応じた優先順位と保守的な前提を設けることにより妥当性が確保されている。また、本フレームワークのクライテリアを満たすグリーン適格プロジェクトと評価した。

c. プロジェクトに係る環境・社会的リスク及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセス

本フレームワークでは、対象プロジェクトが環境や社会に対して重大な負の影響をもたらすことがないかを評価し、負の影響をもたらす潜在的なリスクがある場合には、適切な緩和措置が講じられているか、また本来のプロジェクトのポジティブなインパクト（本来の環境改善効果）と比べ過大でないことについて個別に評価することを定めている。ここでは本件に付随する環境・社会的リスク（ネガティブインパクト）及びそのリスク緩和策・マネジメントプロセスについて確認を行った。

【対象設備における状況】

- ・ 赤道原則適用対象該否： ☐ 該当、☒ 非該当 （☐ 赤道原則に準じたレビュー、☒ 借入人等のリスクマネジメント体制等のレビュー）
- ・ 「責任ある投融資に向けた取組方針」に定める留意取引への該否： ☐ 該当、☒ 非該当

（この頁、以下余白）



i. 本プロジェクトに付随する環境・社会的リスク

環境省の「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(2026年3月)¹¹やフロン排出抑制法等を参考にし、一般的に想定される環境的・社会的なネガティブインパクトとして以下が挙げられる。なお、本件対象アセットはいずれも環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象規模を下回る小規模設備であり、大規模な森林伐採・土地造成を伴わないことから、これらを前提とするリスクは想定されない。また、本件対象アセットはいずれも既に設置・稼働を開始しており、建設・設置段階に伴うリスクは既に発現し得る局面を過ぎていることから、以下は主として稼働・保守及び廃棄段階において想定されるものである。

<太陽光発電>

- ・ 稼働時の反射光等の景観への悪影響
- ・ パネル製造時や建設時の労働者の人権リスク
- ・ 発電設備の部材に土壤に悪影響を及ぼす恐れのある薬剤や金属が使われることによる悪影響
- ・ 使用済み太陽電池モジュールの廃棄・リサイクルに伴う環境負荷

<省エネルギー設備（主に高効率工作機械類・冷凍冷蔵/空調系設備）>

- ・ 冷凍冷蔵・空調系設備の冷媒フロン類（HFC等）の漏えいによる温室効果ガスの排出（点検・回収義務の不履行リスクを含む）
- ・ 工作機械類の稼働に伴う騒音・振動の発生（作業環境・近隣環境への影響）
- ・ 工作機械類における切削油・放電加工油等の使用・漏えいによる悪影響
- ・ 生産・加工工程に伴うエネルギー消費・廃棄物（端材等）の発生
- ・ 更新前の旧設備の廃棄・リサイクルに伴う環境負荷（産業廃棄物）
- ・ 保守作業時の労働安全衛生リスク

ii. ネガティブな影響に対するリスク緩和策・マネジメントプロセス

本件はプロジェクト紐付きコーポレートファイナンスであるものの、対象設備及びファイナンスの規模等を踏まえ、金融機関のファイナンスにおける自主的なリスク低減のためのフレームワークである赤道原則の適用対象には該当しない。また前述のとおり、対象アセットのうち太陽光発電設備26件はいずれも環境影響評価法及び所在都道府県の環境影響評価条例の対象規模を下回る比較的小規模な設備であり、大規模な森林伐採・土地造成を伴わないこと、省エネルギー設備27件は既存施設における設備更新を中心とすることを考慮すると、これらに対するファイナンスに伴う潜在的な環境・社会リスクは限定的であると考えられる。

なお、リース先顧客が選定した設備がリース対象アセットとなるという事業特性上、借入人が環境・社会面を鑑みてリース対象アセットを選定することは難しく、対象アセットの利用に伴う負のインパクトを直接的に管理することにも一定の制約がある。実際、太陽光発電設備・省エネルギー設備の設置・保守・メンテナンスはリース先顧客又は施工事業者（EPC・地元工事店等）が担うため、借入人は直接には

¹¹ 環境省,「太陽光発電における自然環境配慮の手引き」(2026年3月), <https://www.env.go.jp/content/000390885.pdf>
(アクセス日: 2026年8月4日)



関与しないとのことである。ただし、借入人は株式会社あいちフィナンシャルグループ（以下「あいちFG」）の傘下のグループ会社として、グループの「サステナビリティ方針」「サステナブル投融资方針」「人権方針」等が適用されるとのことである。「サステナビリティ方針」の環境課題への対応方針では「事業活動における省資源、省エネルギー等の推進に努めます」と規定されており、また「人権方針」ではすべての事業活動において人権尊重の責任を果たすことが定められ、本方針は借入人にも適用されるとのことである。

これらを踏まえ、本ファイナンスに伴う環境・社会リスクの評価においては、対象アセットの種別ごとに、公開情報及び借入人にヒアリングした内容を以下のとおり確認している。

- ✓ 借入人は、あいち FG の「人権方針」に則り、リース案件の取り組み時に確認するプロセスを導入している。具体的には、営業担当者がリース案件の組成・与信審査時に、リース先顧客に対して人権方針への対応状況をヒアリングし、システム上に確認結果の登録を行っている。
- ✓ メーカー・商材の選定においては、対象アセットが「低炭素設備リース信用保険」の対象製品又は補助金対象設備に該当するかを確認しているほか、リース先顧客の ESG の観点（環境配慮等の活動内容、ISO 認証取得状況、排出量の測定状況等）を顧客の公開情報等により確認している。
- ✓ 太陽光発電設備については、屋根設置（工場等）を中心とする本件の設置形態上、近隣住民との軋轢は生じにくく、地上設置を伴う場合も開発主体（リース先顧客）側で周辺配慮・確認が済んでいることを借入人が最終段階で確認しており、現時点で苦情等が持ち込まれた事例はない。特に近時増加している系統用蓄電池は騒音影響が大きいため、ユーザー側でも十分に確認しているとのことである。
- ✓ 苦情等が発生した場合の受付・対応は、開発主体であるリース先顧客又は施工事業者が担う整理となっており、借入人に近隣住民からの苦情が持ち込まれることは想定されていない。
- ✓ 冷凍冷蔵・空調系設備の冷媒フロン類の管理（フロン排出抑制法に基づく点検・記録・回収義務）については、リース契約の形態により管理者が定まるため、リース先顧客又は借入人において関係法令に沿った対応がなされる。使用済み太陽電池モジュール等の廃棄・リサイクルについても、関係法令及び国のガイドライン等に沿った適正処理の実施状況を必要に応じて確認する。

上記を確認した結果、本プロジェクトにおいてネガティブインパクトの影響程度に見合った環境・社会リスクマネジメント体制が構築されていると評価した。ただし、借入人においては、ポジティブ・ネガティブインパクトの把握やサステナビリティ体制の整備が今後の課題と認識されており、あいち FG・あいち銀行との連携を通じて体制を強化していく方針である点を確認している。

【c.の結論】

本プロジェクトにおける潜在的なネガティブインパクトは、対象アセットの規模・性質及び確認された管理体制を踏まえると限定的であり、その影響程度に見合ったリスクマネジメントが実施されると評価した。



■ Part I の結論

評価室は、本プロジェクトが本フレームワークのクライテリアを満たしたグリーン適格プロジェクトであり、①本プロジェクトにおいて明確な環境改善効果（ポジティブな環境的インパクト）が認められる事業に資金使途が限定されていること、及び②本プロジェクトが潜在的に有する重大な環境・社会的リスク（ネガティブなインパクト）が適切に回避・緩和されており本来のプロジェクトのポジティブなインパクトと比べ過大でないことを確認した。

（この頁、以下余白）



Part II：プロジェクトの評価と選定のプロセス

本フレームワークでは、借入人及びプロジェクトのスポンサーに対し、全社的なサステナビリティ目標及び戦略並びに環境・社会的リスクマネジメントに関する社内体制等について説明を求めている。評価室は、借入人及びスポンサーとの対話を通じて評価対象案件と当該目標及び戦略との整合性を確認する。

1. 借入人におけるサステナビリティ戦略・社会課題への取り組み

借入人は、あいち FG の連結子会社であり、あいち銀行を母体行とするあいち FG グループに属する企業である。1978 年 1 月に設立された総合リース会社（旧商号「愛銀リース株式会社」、2026 年 1 月に現商号「株式会社あいち FG リース」へ商号変更）であり、愛知・岐阜・三重・静岡の東海 4 県を主たる営業基盤として、産業機械・工作機械、情報関連機器、商業設備、医療用機器、公害防止機器等の各種機械設備等のファイナンス・リース及び割賦販売を主要な業務とする企業である。

あいち FG では、グループ各社に適用される「サステナビリティ方針」¹²を策定しており、その環境課題への対応方針において「環境負荷の低減や生物多様性の保全」「事業活動における省資源、省エネルギー等の推進」等を掲げているほか、グループのマテリアリティ KPI として「サステナブルに関する投融資 1 兆円（うち環境関連 5,000 億円）」を設定している。社会面においても「あいちフィナンシャルグループ人権方針」¹³が策定されており、「サプライヤー（納入業者）への人権配慮の要請」等についても借入人として事業活動を通じて対応を進めている。借入人においては現時点でサステナビリティや環境等を所管する専門部署は設けておらず、営業部・審査部・総務部の 3 部署体制のもと、実務上は総務部が主的な役割を担う形で、あいち FG 及びあいち銀行と連携しながら取り組んでいる。

借入人は、リース業を通じた環境への取り組みとして、中期経営計画において「再生可能エネルギー」等を新たな注力分野として掲げており、太陽光発電設備や蓄電池、補助金・助成金を活用した省エネルギー設備等のリース提案を推進する方針である。また、あいち銀行のソリューション営業部・補助金チームと連携する体制を構築しつつあり、法人顧客への設備投資のヒアリングシート等を活用して、あいち銀行の営業担当者を含め、特に補助金に該当する再エネ・省エネ機器のリース契約を促進していく方針である。

また、借入人は、2023 年 12 月より脱炭素・低炭素・省エネに寄与する設備機器を対象に地域貢献（寄付）を組み合わせた「あいち SDGs リース（寄付型）」¹⁴の取扱いを開始しているほか、令和 6 年度から、環境省が実施する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会の構築に向けた ESG リース促進事業）」の「指定リース事業者」に採択されている。

¹² 株式会社あいちフィナンシャルグループ、「サステナビリティ方針」,<https://www.aichi-fg.co.jp/sustainability/about/policy/>（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）

¹³ 株式会社あいちフィナンシャルグループ、「人権方針」,<https://www.aichi-fg.co.jp/sustainability/about/humanrights/>（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）

¹⁴ 株式会社あいち FG リース、「あいち SDGs リース（寄付型）」,https://www.aichifg-lease.co.jp/category/sdgs_lease（アクセス日：2026 年 8 月 4 日）



2. 本プロジェクトにおける選定プロセス

本ファイナンスの対象アセットは借入人の契約締結済かつリース実行済の案件から選定されたものであるが、本プロジェクトにおいては、太陽光発電設備と省エネルギー設備のリース案件を抽出し、各設備が経済産業省告示のエネルギー環境適合製品及び低炭素設備リース信用保険の対象製品指定に該当することをグリーン性の基準として用いている。なお、各案件のリース期間と、対象となる各設備に対する低炭素設備の指定時期及び有効期間の整合について個別に確認を実施している。

Part II の結論

本ファイナンスの資金使途は、借入人の事業戦略及びサステナビリティに関する方向性と整合的である。また、対象アセットの適格性を確認し、選定するためのプロセスが構築されていると評価した。

(この頁、以下余白)



Part III：資金管理

本フレームワークでは、貸付資金がグリーンウォッシュローン等になることを防ぐため、すべてのファイナンスが実行されるまでの間、実行金が確実に対象プロジェクトに充当されることを確認できる体制を確保するために必要な手当てがなされているかを確認することとしている。

評価室は、本ファイナンスに係るローン契約書等を確認し、以下のとおり本ファイナンスが確実にグリーンプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

項目	評価結果	判断根拠
資金の追跡管理及び 充当に係る手当て	適合	貸付契約書等で資金使途を特定する規定がある 対象アセット一覧及び関係証憑により充当状況を確認できる
プロジェクトへの資金 充当状況	適合	本ファイナンスはその全額が契約締結済のリース対象アセットの 取得費用のリファイナンスに充当される 本ファイナンス及び本プロジェクトを資金使途としたグリーンファイナンスの合計額は、本プロジェクトコストを上回らない
未充当資金の扱い	適合	本ファイナンスはその全額が対象アセットの取得費用に充当されるため、未充当資金の発生は想定されない リース物件の毀損等が生じた場合には、借入人は貸付人へ報告し、適格基準を満たす他のリース案件へ充当するよう、合理的な範囲で努める
資金管理方法と 検証体制	適合	資金管理について責任者・責任部署を設けている

Part IIIの結論

本ファイナンスで調達された資金は、その全額が契約締結済のリース対象アセットの取得費用のリファイナンスに充当される。本ファイナンスによる借入金は、対象アセットに紐づけて管理され、早期終了等が生じた場合の報告、代替適格資産への充当の検討を通じて、対象のグリーンプロジェクトに充当される体制になっていると評価した。

(この頁、以下余白)



Part IV：レポートニング

本フレームワークでは、借入人が対象プロジェクトで実現しようとする環境的な目標についての説明を求める。また、プロジェクトが持続的に期待された環境的な効果を生み出しているかを評価するために、パフォーマンス指標の使用を求め、可能な限り定量的な指標が用いられること、並びにパフォーマンス指標をその算定方法及び前提条件とともに開示することを求める。加えて、プロジェクトに付随するネガティブな影響に関して、貸付契約等においてプロジェクトにおける重大なトラブル及び事故等についての情報開示義務等の規定を求めている。

評価室は本ファイナンスに係るローン契約書等を確認し、以下のとおり環境改善効果に係るインパクト・レポートニングを含む適切なレポートニング体制が確保されていると評価した。なお Part I に記載のとおり、一部アセットのリース契約期間が本ファイナンスの期間中に終了する見込みである。当該アセットが全体に占める割合は3割程度であり、その終了時期の多くはローン最終期日（2031年8月）に比較的近接している。加えて、借入人におけるリース物件全体の再リース実績及び対象設備の性質を踏まえると、契約満了後も顧客による設備利用が継続することが一定程度見込まれる。もっとも、実際の契約終了及び設備利用の継続状況については、期中のレポートニング等を通じて確認する。

レポートニング項目	評価結果	レポートニング内容ほか
資金の充当状況	適合	資金充当状況が記載された書類が事業年度ごとに貸付人に提出される。
環境改善効果に関するインパクト・レポートニング	適合	- 本ファイナンスの期間中、以下の内容が貸付人に年一回報告されることが特約に規定されている。 【太陽光発電設備】 ➤ 年間発電総量（推計値） ➤ CO₂排出削減量（推計値） 【省エネルギー設備】 ➤ 導入設備・製品数 ➤ CO₂排出削減量（推計値）
プロジェクトに伴うネガティブな影響のレポートニング	適合	本件対象物件の環境法等の遵守を含む誓約違反等が発生した場合は貸付人に通知されることを確認した。

■ Part IVの結論

本フレームワークで資金実行後モニタリングの観点から求められているレポートニングについて、いずれの項目も適切な報告体制が整っており、貸付人に対する透明性が確保されていると評価した。



■ 最終評価結果

評価室は、GLP 等が定める 4 つの要素への適合性や環境省ガイドラインとの整合性を踏まえ、評価対象案件について確認を行った。その結果、明確な環境改善効果が認められることをはじめとして、評価対象案件は GLP が定める 4 つの要素に適合していると評価した。このうち SBI 新生銀行による証書貸付については、あわせて本フレームワークに定める各項目に適合していると評価した。

以上

**【ご留意事項】**

- (1) 新生グリーンファイナンス評価は、評価対象案件について弊行が策定した **SBI 新生銀行グループグリーンファイナンス・フレームワーク**（以下、「本フレームワーク」という。）に定める各クライテリアの充足状況を確認し、対象案件が本フレームワークに適合しているかを評価することを目的としています。弊行自らが資金提供者となる対象案件について、弊行内の独立した部署が評価するものであり、資金提供者から独立した第三者専門家による評価ではありません。弊行は、本フレームワークがグリーンローン原則等と適合しており、本フレームワークを参照して実行されるファイナンスも同様に関連原則類に適合していること、また弊行がサステナビリティファイナンス等の実施に際して適切な実施体制を整備していることについて、株式会社日本格付研究所より第三者意見を取得しています。
- (2) 本資料及び本資料に係る追加資料等により弊行が参加金融機関に対して対象案件への参加・売却・保有等を斡旋、推奨、勧誘又は助言するものではありません。参加金融機関は、自らの情報に基づき、自らの責任において分析・検討し、対象案件への参加・売却・保有等の判断を行ってください。
- (3) 本資料は、株式会社あいち FG リース（以下「借入人」という）から提供された情報及び一般に入手可能な公開情報他、弊行が信頼できると判断した情報をもとに作成されておりますが、弊行はその内容・記述について、明示・黙示を問わず、真実性、正確性、適時性、完全性、特定目的への適合性及び網羅性を保証するものではなく、本資料はいかなる意味においても法的拘束力を持つものではありません。本資料は、対象案件を実施することによる成果等を証明するものではなく、弊行が成果等について責任を負うものではありません。本資料は、発行日時点の弊行の総合的な意見の表明であって、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、対象案件にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について何ら意見を表明するものではありません。また、弊行は状況の変化等に応じて、弊行の判断で本フレームワーク及びグリーンローン原則への適合性に関する評価を変更・保留したり、取り下げたりすることがあります。弊行は、本資料の誤り・不適切性・不十分性や変更・保留、取り下げ等に関連して発生するいかなる損害や損失についても一切の責任を負いません。
- (4) 本資料は発行日時点の内容・記述であり、その後の状況の変化等に対応するものではありません。弊行は、対象案件以外の取引において借入人等に関する情報を保有又は今後取得する可能性があります。これらの情報を開示する義務を負うものではありません。
- (5) 本資料の著作権は株式会社 **SBI 新生銀行**に帰属します。弊行による事前承諾を受けた場合を除き、本資料に記載された情報の一部あるいは全部について、複製、翻案、改変、転載又は配布などの使用を禁じます。



【指定紛争解決機関】

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室